旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議の報告等について

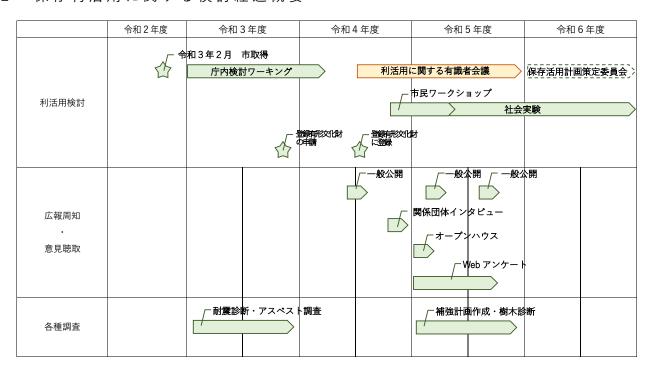
令和4年10月31日に国の登録有形文化財となったアントニン・レーモンド設計の旧赤星鉄馬邸の保存と緑豊かな庭との一体的な利活用により、この環境を将来につないでいくため、さまざまな取組を行いながら検討を進めている。

この度、旧赤星邸及び庭の一体的利活用に向けた検討に資する意見を聴取し、助言を求めるために令和4年10月に設置した「旧赤星鉄馬邸の利活用に関する有識者会議」において、検討経過をまとめたため報告する。

1 有識者会議

会 議 令和 4 年 10 月 24 日から令和 6 年 3 月 31 日まで 全 8 回 委員構成 専門家 5 名及び市職員 3 名

2 保存利活用に関する検討経過概要



- 3 有識者会議報告書内容 *報告書にて説明します。
 - (1) 目指すべき将来像(テーマ・コンセプト) 報告書 P40~42
 - (2) 保存・復元、利活用に関する考え方 報告書 P44~45
 - (3)保存・復元、利活用のための整備の考え方 報告書 P46~54 (図表 27~29)
 - (4) 具体的な利活用に向けた方向性・考え方について 報告書 P56~58
 - (5)目指すべき運営管理・維持管理の考え方 報告書 P61
 - (6) 保存活用計画の策定に向けて 報告書 P65~67

4 保存活用計画策定について

有識者会議における検討を踏まえ、登録有形文化財である旧赤星鉄馬邸の適切な保存と活用を図るため、文化庁が定める指針に基づき保存活用計画を策定していく。保存活用計画では、どの部分が文化財としての価値なのかを調査し、保護や保存していくためのルールを定めたうえで、文化財の価値を損ねることがない活用方法や範囲などを定めていくことになる。

保存活用計画を策定することで、国や東京都から耐震改修や工事監理等に係る費用の一部について、補助金を受けられる可能性もあり、また、保存活用計画の認定を受けることで、現状変更等に係る手続の特例を受けることができるようになる。

5 保存活用計画策定委員会の設置について

文化庁が定める指針に基づく保存活用計画を策定するため、以下のとおり有識者を交えた合議制の委員会を設置する予定である。なお、来年度は、計画策定に係る費用の一部について、国や東京都から補助金の交付を受けることができる見込みである。

■委員会設置期間 令和6年度から令和7年度末まで

令和6年度:基本計画に相当する骨子を作成

令和7年度:文化庁の指針に基づく保存活用計画を作成

6 今後の予定 (案) *報告書 P68 参照

- · 令和 6 年 6 月下旬 保存活用計画策定委員会設置
- ・令和6年7月上旬 委員委嘱及び第1回保存活用計画策定委員会開催
- · 令和 8 年度~ 耐震· 改修等設計着手
- · 令和 9 年度 ~ 耐震· 改修等工事着手、公園整備設計着手
- ・令和 10 年度~ 公園整備工事、施設開設

担当課 総合政策部資産活用課